

茨木市
重層的支援体制整備事業
実施計画



令和7年(2025年)8月 改訂

目 次

1 はじめに	1
2 計画策定の背景	1
3 計画改訂の背景	1
4 他計画との関係性と実施計画の見直し	2
(ア)茨木市総合保健福祉計画	2
(イ)計画期間	2
(ウ)計画の見直し	2
5 重層事業の政策的意義	2
6 重層事業の枠組み	3
7 重層事業における事業内容	3
(ア)包括的相談支援事業	3
(イ)参加支援事業	7
(ウ)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	10
(エ)地域づくり事業	13
(オ)多機関協働事業及び支援プラン策定	16
(カ)支援会議、重層的支援会議	18
(キ)支援フロー	24
用語集	25
様式集	
様式1	26
様式2(1枚目)	27
様式2(2枚目)	28
様式2(3枚目)	29
様式2(4枚目)	30
様式3	31
様式4(1枚目)	32
様式4(2枚目)	33
様式5	34
様式6(1枚目)	35
様式6(2枚目)	36
変更履歴	37

(注)文中の※(番号)の用語は、26ページをご参照ください。

1 はじめに

人口減少社会の到来、社会情勢や生活様式の変化による核家族化や地域コミュニティの希薄化などによって、住民の方々が生活していくなかで孤立・孤独を抱え、生きづらさを感じる場面が多くなっています。

「ひきこもり」や「老々介護」、「ごみ屋敷」などこれまでの課題に加え、近年は、「ダブルケア^{※1}」や「8050 問題^{※2}」「ヤングケアラー^{※3}」など一つの世帯が複数の課題を抱える事案も出てきています。

これまでの高齢、障害、こども、生活困窮など属性や分野別での公的な福祉サービスの支援だけでは、これらの複雑化・複合化した課題への対応が難しくなっています。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下、「法」という。）が平成 30 年と令和 2 年に改正されたことを受けて、分野等による縦割りやサービスの受け手・支え手を超え、人と人がつながることで住民が主体的に地域づくりを進め、これまで以上に『地域共生社会』の構築を推進していく必要があります。

2 計画策定の背景

『地域共生社会』実現の具体的な手段として、市町村が実施主体となって「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり」の 3 つの支援を一体的に実施する『重層的支援体制整備事業』（以下、「重層事業」という。）が法に位置付けられました。

地域共生は福祉分野に限らず、保健、医療などの社会保障、成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援、自殺対策などの対人支援、さらには一人ひとりの多様な社会参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育などにわたります。

本市では、平成 30 年 3 月に策定した「茨木市総合保健福祉計画（第 2 次）」に基づき、包括的な支援体制を推進することを目的に「専門相談支援」・「保健」・「住民が主体となる『予防と共生』に向けた支援」の機能を併せ持つ地区保健福祉センターを設置し、このセンターを活用して複雑化・複合化した課題の解決ができる地域づくりをめざすこととしました。

3 計画改訂の背景

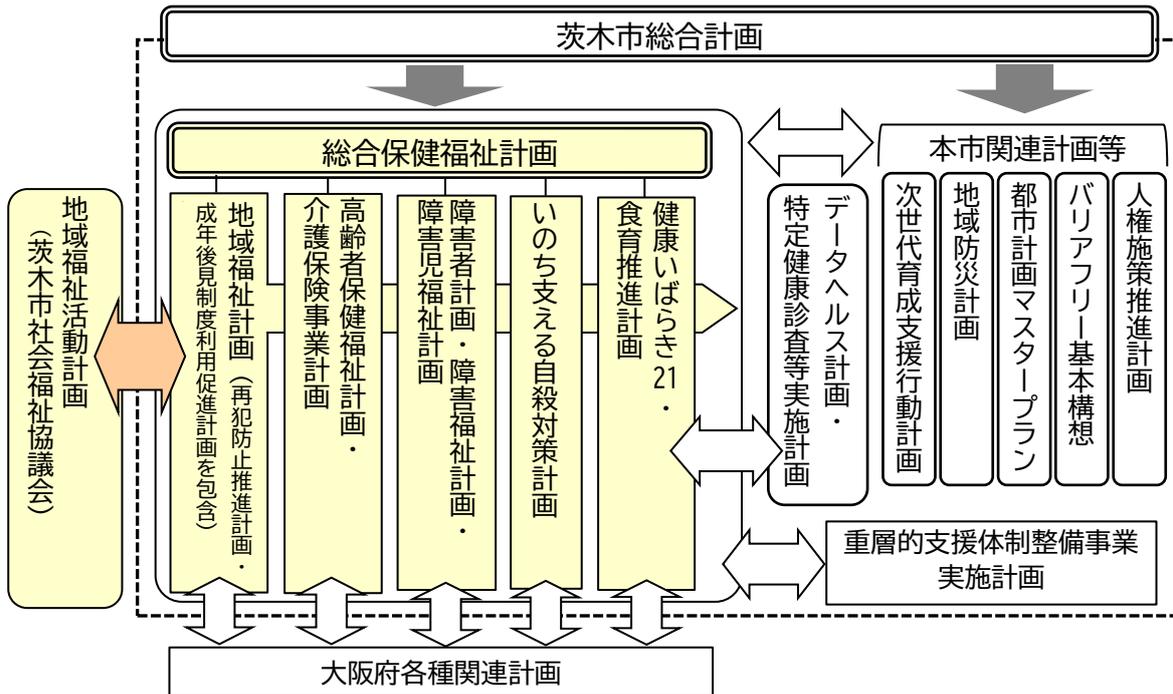
令和 7 年 4 月に市内 5 圏域すべてに地区保健福祉センターを開設しました。重層事業の要となる同センターの 3 機能（保健と福祉の連携、専門職による包括的なチーム対応、住民が主体となる予防と共生に向けた支援）や役割を発揮し、市全域での包括的支援体制の充実及び強化に向けた地域の基盤整備に、茨木市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）の位置づけを行います。

4 他計画との関係性と実施計画の見直し

(ア) 茨木市総合保健福祉計画

本実施計画は、『第5次茨木市総合計画』を上位計画とする『茨木市総合保健福祉計画』の理念や基本目標を踏まえ、重層事業の実施に関して必要な事項を記した内容となっています。

介護、障害、子ども・子育て等の法定計画や市社協が策定する『地域福祉活動計画』との整合性や連携を図りながら、一体的な推進が求められています。



(イ) 計画期間

策定年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
総合計画	第5次							第6次
総合保健福祉計画	第2次		中間見直し	第3次				
実施計画							適宜見直し	

(ウ) 計画の見直し

P D C Aサイクルによる本計画の見直し又は改善を行います。

5 重層事業の政策的意義

本市では、「地区保健福祉センター」を基盤に重層事業を実施します。新たな財源を活用することにより、更なるアウトリーチ機能の強化や課題を抱える個人・世帯への社会参加支援（孤立防止支援）、また社会参加の場や機会を創造することによる地域力の向上支援に取り組めます。

6 重層事業の枠組み

重層事業は、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援（⑥支援プランの作成を一体的に実施）を新たな機能として強化し、①から⑥までの事業を一体的に実施するものです。

従来、分野（介護、障害、こども、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助金に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助金を加えた「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8、第106条9）を活用し、事業を実施します。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成（※）	新	

（注）生活困窮者支援等のための地域づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。
（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

（厚生労働省社会・援護局地域共生社会推進室「重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）」より抜粋）

7 重層事業における事業内容

（ア）包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

① 事業の概要

包括的相談支援事業は、介護、障害、こども、生活困窮の各分野において実施している既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

分野	介護	所管課	福祉総合相談課
事業	地域包括支援センター運営事業	実施方法	委託

事業内容	介護保険法第115条の46第1項の規定に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等の様々な支援を行います。
支援対象者	65歳以上の高齢者等
圏域・設置数	2～3小学校区を1エリアとして、市域で14か所
支援機関	清溪・忍頂寺・山手台地域包括支援センター 安威・福井・耳原地域包括支援センター 豊川・郡山・彩都西地域包括支援センター 太田・西河原地域包括支援センター 三島・庄栄地域包括支援センター 東・白川地域包括支援センター 春日・郡・畑地域包括支援センター 沢池・西地域包括支援センター 春日丘・穂積地域包括支援センター 茨木・中条地域包括支援センター 大池・中津地域包括支援センター 天王・東奈良地域包括支援センター 玉櫛・水尾地域包括支援センター 玉島・葦原地域包括支援センター

分野	障害者	所管課	福祉総合相談課
事業	障害者相談支援事業	実施方法	委託
事業内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号の規定に基づき、障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。		
支援対象者	障害のある方やその家族		
設置数	9か所		
支援機関	相談支援事業所ゆうあい 相談支援センターあい・あい 相談支援事業所あゆむ 相談支援センター藍野療育園 相談支援センターひまわり 相談支援センター「りあん」 慶徳会障がい者相談支援センター 相談支援センターリーベ いばらき自立支援センターぽぽんがぽん		

分野	子ども・子育て	所管課	子育て支援課
事業	利用者支援事業	実施方法	直営
事業内容	子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、こどもやその保護者等又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。		
支援対象者	妊産婦、子育て家庭の保護者とこども		

設置数	6か所
支援機関	こども支援センター 東保健福祉センター 南保健福祉センター 西保健福祉センター 中央保健福祉センター 北保健福祉センター

分野	生活困窮	所管課	福祉総合相談課
事業	生活困窮自立相談支援事業	実施方法	直営
事業内容	生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に基づき、要支援者が抱える多様で複合的な課題を受け止め、本人の意思を十分に確認した上で、支援の種類及び内容等を記載した計画を作成し、要支援者の自立へ向けた支援を包括的かつ計画的に実施します。また、就労支援その他の自立に関する問題について、必要な情報の提供、助言並びに関係機関との連絡調整を行います。		
支援対象者	生活困窮者及びその家族等		
設置数	6か所		
支援機関	くらしサポートセンター「あすてっぷ茨木」 東保健福祉センター 南保健福祉センター 西保健福祉センター 中央保健福祉センター 北保健福祉センター		

下記事業は、重層事業と連携することによって効果的・効率的な事業展開が図られるため、包括的相談支援事業に位置付けます。なお、市事業において下記以外にも相談機能を有しているものがあります。

分野	人権	所管課	人権・男女共生課
事業	総合相談事業	実施方法	直営
事業内容	生活上の相談や人権に関する相談など、様々な課題を抱える市民に適切な助言・情報提供などを行うとともに、関係機関との連携により、市民のニーズを的確に把握し、福祉の向上と自立のための支援を行います。社会福祉法に基づく隣保事業を実施しています。		
対象者	全住民		
設置数	3か所		
支援機関	豊川いのち・愛・ゆめセンター 沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 総持寺いのち・愛・ゆめセンター		

分野	福祉全般	所管課	福祉総合相談課
事業	C S W配置事業	実施方法	直営又は委託
事業内容	地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、要援護者等の早期発見から支援につながる健康福祉セーフティネットの体制構築とともに、地域福祉の計画的推進への支援、セーフティネット体制づくり、要		

	支援者等に対する見守り・相談、市への情報提供を実施することにより、地域の要援護者等の自立生活の支援と福祉の向上を図ります。
対象者	高齢者、障害者、ひとり親家庭など社会的援護を要する方（援護を要するおそれのある方を含む。）又はその家族等
圏域・設置数	2～3小学校区を1エリアとして、市域14か所に「いきいきネット相談支援センター」を設置
支援機関	やまゆり苑 天兆園 常清の里 ビーベル 春日丘荘 静華苑 茨木市社会福祉協議会 庄栄エルダーセンター 三島コミュニティ・アクションネットワーク あしはら 南茨木 南保健福祉センター

② 包括的な相談の受け止め

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、課題の解きほぐしや整理を行います。

また、これまでも担当分野外の相談を受けた場合、他の機関へのつなぎをしていますが、重層事業実施後も受け止めた相談のうち、事業者単独での解決が難しい場合には、地域における各支援関係機関等との連携を図る従来の対応を基本とするほか、必要に応じて適切な支援関係機関又は多機関協働事業者（地区保健福祉センター）へつなぎます。

相談受付時には、各事業者が従来活用している「受付票（又はシート）」を使用して、相談者の基本情報や相談概要を把握します。この段階で、「相談受付・申込票（様式1）」を用いて他の支援機関と相談内容を共有し、各支援機関が役割を分担して事案の対応にあたることのできる旨を相談者に説明し、同意が得られるようにします。

③ 各事業者から多機関協働事業へのつなぎ

相談者が複雑化・複合化した課題を抱えているため、事業者単独での対応が困難な事案や、課題の全体像を把握した上で支援機関の役割分担を必要とする事案については、多機関協働事業者（地区保健福祉センター）に支援を依頼します。

事業者から多機関協働事業に相談者をつなぐ際には、事業者が多機関協働事業の役割や支援内容について丁寧な説明を行い、本人が納得した上で多機関協働事業につなぐよう配慮が必要です。

相談者の不安感が強い場合には、多機関協働事業者（地区保健福祉センター）と話をする機会の設定や同行支援を行う等の対応を行います。

つなぎ先である多機関協働事業者（地区保健福祉センター）は、必要な情報を「インターネット・アセスメントシート（様式2）」を用いて整理します。シート作成に必要な情報は、つなぎ元の事業者をはじめ、事案に関わっている支援関係機関や必要に応じて本人から収集します。

④ 包括的相談支援事業者の重層的支援会議への参加

多機関協働事業者（地区保健福祉センター）が作成した「インテーク・アセスメントシート（様式2）」に基づき、支援プランの作成や地域資源の状況の把握等について協議を行い、重層事業が円滑に実施できるように協議します。なお、重層的支援会議には、本人を多機関協働事業につないだ包括的相談支援事業者も参加することを原則とします。

また、重層的支援会議で検討した結果、多機関協働事業者（地区保健福祉センター）に事例を紹介した元の包括的相談支援事業者が主担当として支援を行うことが適当と判断された場合については、多機関協働事業者（地区保健福祉センター）からの事案対応における助言や支援関係機関等の連携体制を活用しながら、包括的相談支援事業者において当該事案への対応を行います。

⑤ 多機関協働事業による継続的な支援が行われている際の包括的相談支援事業との連携

支援関係機関からの紹介により多機関協働事業につながった事案のうち、課題の解きほぐしや支援関係機関の役割分担に時間を要し、一定期間、多機関協働事業による継続的な支援が行われる場合も想定されることから、包括的相談支援事業者は、多機関協働事業と積極的に連携を図り、支援に関わることが必要です。

⑥ 多機関協働事業による支援終了後の包括的相談支援事業へのつなぎもどし

支援関係機関の役割分担が定まり、多機関協働事業による支援が終了した場合には、多機関協働事業者のプランに基づいて、適切な支援関係機関につなぐこととなります。事案によっては、多機関協働事業者から包括的相談支援事業者につなぐことも想定されることから、日頃から支援関係機関と連携することが重要であるほか、終了後に適切な支援ができるよう事前に体制を整えておくことが重要です。

また、多機関協働事業のプラン内容の適切性の検討や支援決定は、重層的支援会議で行われることから、原則、包括的相談支援事業者も重層的支援会議の構成員となり、参加することが求められます。

(イ) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

① 事業の概要

参加支援事業は、本人やその世帯と継続的につながる機能を強化していく役割を担うものであり、既存の参加支援に向けた事業では対応できない狭間のニーズに対応するため、地域資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行うものです。

「人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創る」という地域共生社会の理念のとおり、「柔軟な社会参加の実現」に向けた重要な機能です。

本人やその世帯が抱える課題などを把握し、地域資源や支援メニューを調整して結びつけを行います。また、既存の地域資源への働きかけや拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューを作成することを目的としています。さらに、マッチ

ング後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

事業の実施には地域住民や関係機関等との信頼関係が不可欠であることから、地域福祉の推進を使命として、誰もが安心して地域で暮らせる福祉のまちづくりに地域住民と取り組んできた市社協に同事業を委託し、地域づくり事業、多機関協働事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業と連動した効果的な取組を展開しながら、既存事業における地域資源開発なども活用した参加支援を実施します。

また、各支援機関との連携・協力により、地域の活動者の理解が得られるよう関係性を構築し、居場所づくりの拠点にもなり得るよう努めます。そのためには、受入先の悩みや課題にも寄り添い、困りごとなどをサポートしていくことも求められます。

所管課	地域福祉課	実施方法	委託（茨木市社会福祉協議会）
事業内容	要支援者やその世帯に必要な地域資源等につなぎ、その後も継続的な見守りを実施します。また、必要な地域資源の充実を図るために、受入先である地域住民・団体等への働きかけを関係機関と連携して行います。		
対象者	諸事情により社会とのつながりが弱く、既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している方等		
実施場所 (一例)	いばらきおれんじカフェ ユースプラザ 健康教育・健康相談 つどいの広場 街かどデイハウス コミュニティデイハウス こども食堂 地域活動支援センター 就労準備支援事業所 高齢者活動支援センター いきいき交流広場 いのち・愛・ゆめセンター ぷらっとホーム いきいきサロン 子育てサロン 福祉サロン 地区福祉委員会活動 など		

② 支援フロー

I 相談受付

重層的支援会議において、社会参加がしにくい本人に対して参加支援事業の利用を会議の構成員が必要と判断し、支援プランが決定された場合に開始されます。ただし、早期に関わる必要がある場合は、重層的支援会議における支援決定前から本人への支援を開始することができます。

II 参加支援プラン作成

参加支援事業者は、相談内容を客観的に評価・分析し、社会参加に向けた支援の方向性や内容が定まった段階で、「参加支援プラン（様式3）」を作成して重層的支援会議に諮ります。

このプランは、人や地域とのつながりの希薄化といった本人や世帯の抱える課題に対して、社会や他者とのつながりを創出し、自己肯定感や自己有用感を取り戻すために

作成するものです。本人やその世帯が望む社会とのつながりや参加を支えるために、その状態に合った目標を設定し、当該目標を実現するために参加支援事業者、支援関係機関及びその他の関係者が取り組むことを記載します。

III 支援実施

本事業では、本人やその世帯の支援ニーズを踏まえたマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニュー作りを行います。また、相談者の有無にかかわらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やしていくことに加えて、本人に対する定着支援と受入先（地域の福祉サービス、企業など）への支援を行いません。

IV 終結

「評価シート（様式4）」を用いて重層的支援会議に諮り、社会参加に向けて、地域資源等とのつながりができ、本人との関係性が安定したと判断した段階で、「参加支援プラン」に基づいた支援は終結となります。

ただし、参加支援事業を利用する方の多くが、他者や社会とのつながりを継続することに困難を抱える場合が多いため、プランの終結をもって関係性を終了させるのではなく、定期的な連絡を試みるなどつながりの維持に向けた働きかけが必要です。

③ 具体的な支援内容と留意点

I 資源開拓・マッチング

参加支援事業者は、本人に対して聞き取りを行い、ニーズに沿って支援メニューのマッチングを行います。なお、相談者自身がニーズを明確化できていないことも多いため、本人に寄り添いながら、段階的に参加の場を提案するなど丁寧な関わりが必要です。

また、参加支援事業者が地域資源に働きかけたり、組み合わせながら、既存資源の活用方法の拡充などを図り、社会参加に向けた多様な支援メニューを作ることが重要です。

日頃から地域の産業や業界団体などのプラットフォームに参画することなどを通じて、地域の社会資源や支援関係機関とつながりを作り、支援が必要な時に迅速に対応できるよう情報収集をしたり関係構築を行います。

（取組の一例）

- ◆ 生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの状態にある方を受け入れる。
- ◆ 地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所を作り、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけて支援を行う。

II 定着支援・フォローアップ

直ちに本人が新たな環境での居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できると

は限らないことから、定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行います。

(ウ) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

① 事業の概要

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下、「アウトリーチ等事業」という。）は、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業であり、多くの事案は、本人から利用申込（本人同意）を得ることができない状態であることが想定されます。

そのため、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や本人とのつながり作りに向けた支援を重視します。

また、地域に出向いた支援などを行うために、地域住民とのつながりを構築して民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）や集いの場等、地域の状況にかかる情報を幅広く収集して、課題を抱える方やその世帯の発見に努めます。

本市では、事業の実施者となるアウトリーチ支援員を各地区保健福祉センターに配置し、CSWをはじめとする支援関係機関等と連携しながら、多機関協働事業及び参加支援事業と一体的に実施します。

② 支援対象者

複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や支援を拒む人などが想定されます。

③ 支援内容

本事業では、主に本人との信頼関係の構築やつながりづくりに力点を置くものですが、その役割は、次の4つに整理されます。

I 支援関係機関や地域住民等との連携を通じた情報収集

潜在的なニーズを抱える方を早期に発見するために、日頃から支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を把握します。

II 事前調整

支援ニーズを抱えている人やその世帯に確実に支援を届けるために、丁寧な情報収集や自宅への訪問等によって、関係性を構築するための方策を検討し、関係者との調整を行います。

III 関係性構築に向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、置き手紙の投函や支援情報をチラシやリーフレット等で情報提供するなどの関わりを、継続して行います。

IV 家庭訪問及び同行支援

自宅への訪問等を含め、本人のところまで赴き支援を行います。本人に出会えた後も、自宅から出ることが困難な方や支援関係機関・地域住民等の関係者につながるものが困難な方に対して、自宅への訪問等を行い、継続的に寄り添って本人やその世帯を取り巻く人間関係の拡充を図ります。

④ 具体的な支援プロセス

アウトリーチ等事業の支援対象者は、長期にわたるひきこもりの状態や、地域や他者とのつながりの希薄化などにより、複雑化・複合化した課題を抱えていることが多いため、本人とアウトリーチ支援員が直接つながることや、本人同意（利用申込）を得るまでに時間を要することが考えられます。

また、本人同意を得る前と得た後で、次のとおり、想定される支援の内容にも違いがあると考えられるため、場面に応じた適切な対応を行います。

I 本人同意を得る前の支援

アウトリーチ支援員は、支援関係機関等からの情報を踏まえて本人の状況を把握・分析し、アウトリーチ支援員が主担当で支援の方策を検討するのか、あるいは他の支援関係機関と協働するのか、もしくは他の支援関係機関が主担当となるのかについて検討します。

その上で、アウトリーチ等事業者が主担当となる場合には、『アウトリーチ等を通じた継続的支援事業プランシート（様式5）』を作成し、必要に応じて支援会議に当該プランを諮ります。

なお、支援会議は、関係者で支援の方向性や支援方法の妥当性等について検討し、支援の質と内容を担保するものであり、この段階では本人同意が得られていないため、重層的支援会議にプランを諮ることができません。（「支援会議」「重層支援会議」については、18ページ（カ）支援会議、重層的支援会議を参照）

本人同意を得る前の支援として、必要に応じて「本人に会う前の丁寧な事前調整」や「本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ」を行うことも考えられます。時間をかけて信頼関係の構築に向けて働きかけることが重要です。

i) 本人に会う前の丁寧な事前調整

自宅訪問などで本人との関わりを持つ前の段階で、必要な準備や調整が求められます。具体的な内容としては、以下のような取組が想定されますが、本人の状態やその家族との関係性等によって柔軟に対応するよう留意が必要です。

- a 本人やその世帯が置かれている状況等を、支援関係機関や地域住民などの関係者から時間をかけて収集する。
- b 本人やその世帯に対する見守りや支援の体制を整備するために、支援関係機関と連携・協議を行い、支援のネットワークを構築する。
- c 本人と関わるためのきっかけについては、家族への支援や本人の趣味を切口にす

る方法、キーパーソンを介して本人と関わる方法等、多様な方法を入念に検討し、
aで収集した情報等を踏まえて重層的支援会議等で適切な方法を選択する。

d 本人の困りごとを把握・分析し、それに対する対応策を提示して本人との関わりを深めるきっかけを作る。

e 緊急性のある事例の場合には、速やかに警察や医療機関等と連携する。

ii) 本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ

i)の「本人に会う前の丁寧な事前調整」が整った段階で、本人との関係性構築に向けて次のような支援を行います。本人の状態やその家族との関係性によって柔軟かつ時間をかけた対応をするよう留意が必要です。

(参考例)

- ◆ 置き手紙により「気にかけている」というメッセージを継続的に伝える。
- ◆ メール、チャット等による定期的な連絡を行う。
- ◆ 本人の興味・関心に合わせたチラシ・リーフレットなどを提供する。また、本人の状況に応じて参加できそうな場や働く場を探し、情報提供を行う。

II 本人同意を得た後の継続支援

本人と直接会うことができた後は、丁寧なアセスメントを行い、必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討します。

アウトリーチ支援員は、『アウトリーチ等を通じた継続的支援事業プランシート（様式5）』を作成して、重層的支援会議に諮ります。

本人同意が得られた後、アウトリーチ支援員が単独で支援を行う場合と、多機関協働事業において支援関係機関の調整を行い、多機関協働事業とアウトリーチ等事業者が連携しながら支援を行う場合の2つが想定されます。

i) アウトリーチ支援員が単独で支援を行うことが想定される場合

- ◆ アウトリーチ支援員と出会ったことにより、本人が主体的に必要な支援関係機関を訪問し、適切な支援を受けられるようになる事例
- ◆ アウトリーチ支援員との関わりはできるようになったものの、それ以外の者を受け入れ、つながりを形成することが難しい事例

【このような場合、自宅訪問や同行支援を継続し、他の支援関係機関から支援を受けることに前向きになるよう支えていくことが重要です。】

ii) 多機関協働事業につなぎ、アウトリーチ支援員と連携しながら支援を行うことが想定される場合

- ◆ 本人に不安感が強く、必要な支援関係機関や地域住民などの関係者と関係性を構築するには至っていない事例
- ◆ 参加支援事業を活用したり各種支援関係機関等の連携体制による丁寧な伴走

支援が求められるケース

ただし、多機関協働事業者（地区保健福祉センター）は、本人同意が得られる前からアウトリーチ支援員と連携を図り、必要に応じて自宅訪問に同行するなどして、早い段階から本人との関係構築を行う場合もあります。

⑤ 支援の終結

「評価シート（様式4）」を用いて重層的支援会議に諮り、本人やその世帯にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で、支援は終結となります。

(エ) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

① 事業の概要

地域づくり事業については、介護、障害、こども、生活困窮の各分野において実施している既存の事業（※）の取組を継続して実施します。世代や属性を超えて交流できる場や居場所を検討するとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人與人」「人と資源」などをつなぎ合わせるとともに、市域などのより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかけを行います。多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合う場やきっかけ（共通の土台）を促進することで、地域における活動の活性化や発展を図ります。

市社協が進めるぷらっとホーム事業を通して、住民や支援機関、行政などがこの拠点を中心に活動することにより、交流が創出され、関係性が構築されることで地域での包括的な支援力が向上されるように取り組みます。

また、拠点の整備や活動の活性化などにあたっては、市社協や地区福祉委員会に限ることなく、様々な主体が一体的となって関わるのが重要です。

（※）既存の事業は以下のとおりです。なお、市や社会福祉法人、民間団体等の事業において、同様の機能を有しているものがあります。

- ◆ 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち地域介護予防活動支援事業
- ◆ 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）
- ◆ 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号）
- ◆ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）
- ◆ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

② 支援内容

I 世代や属性を超えて交流できる場などの整備

i) 基本的な考え方

血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と資源がつながり支え合う取組が生まれやすい環境を整え、緩やかなつながりによるセーフティネットの充実を図ることが求められています。

本市では、特定の分野や属性（高齢者・障害者・子育て中の親子・生活困窮者）による既存の拠点を維持しながらも、包括的な支援体制を整備していくために、対象範囲の拡大や新たな場づくりを研究・検討します。

ii) 支援の展開

a 既存の拠点等の利活用

特定の属性や世代に特化した運営を維持しつつも、市全体で属性によらない包括的な支援体制を整備することを目的としているため、今後、重層事業の実施を契機として、広範な世代や様々な属性を対象とした支援を実施する拠点が併存することも考えられます。多様な拠点を活かし、地域住民を広く対象として交流の場などが提供されることをめざします。

b 新たな場の確保

重層事業における各事業の役割が重なり合う部分と一体的に実施することで、多様な地域づくりが可能となるよう、本事業や国等の施策（小さな拠点に関する事業、空き家再生等推進事業など）も参考にしながら、本市の地域特性を活かした地域づくりを地域住民や支援関係機関等の理解と協力を得ながら展開できるよう進めます。

II 個別の活動や人のコーディネート

i) 基本的な考え方

地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気かけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけていくことが必要です。

また、地域課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、『楽しそう』『面白そう』といった興味・関心からつながりが生まれる場や取組にも着目し、これまで福祉制度の地域づくり施策とはつながりの薄かった、他分野の取組と積極的なつながりを持つことも重要です。

なお、地域づくりの取組は地域住民を主体として進めることが重要であることから、事業の展開にあたっては、地域住民による既存の取組の継続性を確保し、主体性を損なわないようにすることが求められます。

ii) 支援の展開

地域共生社会の実現に向けた啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、対話の中から新

たな気づきや展開が生まれる「場」づくりを支えていきます。「場」とは、物理的な拠点（ハード）だけでなく、イベント等（ソフト）のきっかけづくりなど、様々な形態が含まれるため、柔軟な取組が求められます。そのためには、既存の地域活動や取組に関する情報を共有し、その価値の見える化によって相互理解を深め、担い手の有用感や活動の継続性が高められるように努めることも必要です。

地域づくり事業における各拠点での活動内容、対象とする利用者を共有して取組の連携を図ることで、各拠点が適切な支援や活動を提供できる体制として整備していくことも想定しています。既存のコーディネータ人材の活用には、業務負担を勘案しつつも、従前の活動での対象者を越えた取組が進むよう意識するとともに、他分野における既存の地域活動や取組において、調整的役割を担う人材（例：地域おこし協力隊など）ともつながり、活動目的や機会を共有することによって、双方の取組が拡張・発展できることへの理解が必要となります。

III 多分野がつながり、関係性を深める場の展開

i) 基本的な考え方

多様な場づくりや地域活動等のコーディネータといった地域づくりの過程の活性化や発展のため、分野・領域を超えた地域の多様な主体が出会いつながることで、更なる展開を生む機会となる場の形成を意識することが望ましいと考えます。

様々な関係者が互いの強みを持ち寄り、互いのめざす方向性や社会資源を共有し学び合うことで、それぞれの弱みを補い合うだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動を更に活性化することにもつながります。このような場は、地域に複数存在していることが重要であり、また、多様性を確保する上でも、既存の協議の場や支援会議、重層的支援会議等を活用しながら進めます。

ii) 関係性を深める場に求められる役割

【フィールドワークによる地域における人と資源の確認】

地域づくりにおいては、既存の地域資源を活かす視点が不可欠であり、地域に出て住民や活動団体等と関係を築く中で、地域住民や社会資源（場・活動・サービス・情報等）の現状を確認することが必要です。

日常生活の中で、地域住民による支え合いにつながる活動が既に行われている場合は、活動内容への理解と価値を共有し、その重要性を十分に尊重した取組を進めます。

【様々な分野の関係者が集い、関係性を深めるための場の設定】

地域の多様な関係者が情報交換や協議をすることができる機会を設定することにより、人・場・活動・サービス・情報等の地域の社会資源がつながり、地域における様々な活動の継続や次の展開に向けて働きかけることにつながります。

福祉分野に限らず、様々な分野の活動が出会うことで新たな気づきを得て、行動が起きやすい環境を整備することを重視し、それぞれが実施する際には、幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネータ機能を十分に活用することが重要となります。

(オ) 多機関協働事業及び支援プラン策定（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号及び第 6 号）

① 事業の概要

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した課題の解きほぐしが求められる事案に対して支援を行うものです。

複雑化・複合化した事案に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は支援者を支援する役割を担う事業でもあります。

ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自の評価・分析を行うなど、直接的な支援を行うこともあります。

また、多機関協働事業においては、支援関係機関間の密接な連携体制を構築し、地域における生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を促すために、参加支援事業や地域づくり事業と連携します。

※支援プランの作成（法第 106 条の 4 第 2 項第 6 号）は、多機関協働事業と一体的に実施します。

② 事業実施者

本市では、地区保健福祉センターにて多機関協働事業を実施します。

③ 支援対象者

複合的な課題を抱えており、支援関係機関単独での解決が難しく、支援関係機関ごとの役割分担や支援の方向性の整理が必要となる方を想定しています。

④ 支援の展開

I 相談受付

i) 基本的考え方

複雑化・複合化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事案については、地区保健福祉センターが相談を受け付けた上で、必要な支援を行います。

地区保健福祉センターでは、包括的相談支援事業者が受け付けた事案が複雑化・複合化し、支援機関等による役割を分担することが望ましいものや、各分野が介入又は支援を協議しているが支援の方向性の整理など、改めて調整が必要と思われる事案の取扱いが想定されます。

ただし、従来支援関係機関間の連携により解決が可能な相談など、地区保健福祉センターにつながれたものの、多機関協働事業において調整を行う必要性が低いと判断された事案については、紹介元の支援関係機関等と協議した上で、紹介元の支援関係機関に事例を戻すこともあり得ます。

多機関協働事業で相談を受け付けることが決まった場合、地区保健福祉センターは、原則、本人に「相談受付・申込票（様式 1）」を記入してもらい、利用申込（本人同意）

を受けるものとし、基本的には、紹介元の支援関係機関等が多機関協働事業への利用申込の補助を行います。本人が多機関協働事業の利用申込に不安がある場合等には、地区保健福祉センターが直接本人に支援内容の説明をするなどの対応を行います。

ii) 重層アウトリーチ支援員からの相談受付の考え方

社会的に孤立している方（ひきこもり状態にある方など）への支援を行うアウトリーチ等事業は、事業の性質上、重層アウトリーチ支援員と本人との信頼関係が形成されて課題の把握や分析等が終わった段階で、多機関協働事業につながる場合が想定されます。したがって、地区保健福祉センターでは、アウトリーチ等事業による支援開始前から重層アウトリーチ支援員と密に連携を図ります。

II 現状把握・支援方法の検討（アセスメント）

地区保健福祉センターで本人や世帯の状態を把握し、支援策を検討・立案するために必要な情報（見立ても含む。）は、包括的相談支援事業者などの紹介元や日頃本人やその世帯に関わっている支援関係機関（地域住民含む。）から収集しますが、本人から直接情報を収集した方が良い場合には、独自に行います。

ここで作成する多機関協働事業プランは、重層的支援会議に提示して各事業でのプラン作成に活用します。

本人やその世帯の状況により、早期にアウトリーチ等事業や参加支援事業につなぐ方が良いと判断される事案の場合は、不安や悩みなど現状の課題を把握した初期（インターク・アセスメント）段階から、それらの事業と必要な連携が取れる体制を確保します。

III プラン作成

現状把握等の結果を踏まえ、複雑化・複合化した支援ニーズを有する方やその世帯へ必要な支援を提供するため、包括的相談支援事業、参加支援事業及びアウトリーチ等事業をはじめとする支援関係機関等と役割分担や支援の目標・方向性を整理した「多機関協働事業プランシート（様式6）」を作成します。

また、参加支援事業及びアウトリーチ等事業を利用する場合も、多機関協働事業で作成したプランにこれらの事業の利用を明記し、支援決定を受けた後に各事業へつなぐことを基本とします。ただし、アウトリーチ等事業は、多機関協働事業の利用前から支援が開始される場合もあり、それを妨げるものではありません。

IV 支援の実施

支援関係機関の役割分担や支援の目的・方向性を定め、支援関係者が一体となって、多機関協働事業プランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行います。また、その実施状況は重層的支援会議等で支援関係機関から情報収集して随時把握し、必要があれば、収集した情報をもとに再度支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理・変更するとともに、再度作成するプランについても適切に検討及び実施します。

V 終結

支援終結の考え方としては、本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、多機関協働事業プランによって、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終結となります。なお、終結後は多機関協働事業プランに基づき、支援関係機関の中から、支援の主担当となる機関（支援担当者）を設定し、その後も本人やその世帯を伴走する体制を確保することが重要です。

また、支援終結後に本人の状況や本人を取り巻く環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや支援関係機関の整理が必要となった場合には、速やかに多機関協働事業による支援を再開できるよう、支援関係機関と情報共有等ができる体制を整えておく必要があります。

(カ) 支援会議、重層的支援会議

【支援会議】（法106条の6）

① 目的と期待される効果（意義）

重層事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が基礎となります。しかし、事案によっては、早期的・予防的に支援体制の検討を進めることが求められるにも関わらず、本人の同意が得られないために支援関係機関等での適切な情報共有が進まず、役割分担も進まない場合があります。

このため、地域住民が地域で日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため、支援関係機関等により構成され、会議の構成員に対し守秘義務が課される支援会議を設置できることになりました。

重層事業の実施にあたり、地域の支援関係機関や法令等に基づく事業の委託を受けた事業者等が、情報を共有して支援関係機関等の適切な連携の下で対応することを想定しており、以下の効果が期待されます。

- ◆ 支援につながっていない潜在的な相談者（社会的孤立・孤独状態にある方及びその世帯並びに将来的にその状態になり得る方やその世帯）へ支援を届けるための早期発見につながられる。
- ◆ 各支援関係機関等の連携による情報の共有化を図る。
- ◆ 情報の共有化を通じ、各支援関係機関等の役割分担について、共通理解が得られる。 など

このように、早期的かつ予防的な関わりにより、複雑化・複合化した課題を抱える方やその世帯に関する情報共有の仕組みづくりが狙いです。

② 支援会議の内容

会議の構成員に対して、守秘義務を設けることにより構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える方又はその世帯に関する情報を共有することが可能となります。地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも、支援が届いていない事案の情報共有や地域に

おける必要な支援体制の検討を円滑にするものです。

③ 支援会議の構成員とその役割

多機関協働事業を担う地区保健福祉センターを中心として、支援会議を運営することになります。

構成員については、主に各分野の支援関係機関、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校、行政機関（福祉部局以外も含む）等、幅広い分野を想定していますが、事案の内容や開催時期等によって、柔軟に対応します。

なお、より効果的な支援や構成員の負担軽減が見込まれる場合は、既存の会議（圏域又はエリア会議、健康福祉セーフティネット会議、支援方策検討会など）を活用することもあります。

構成員に求められる役割は、以下を想定しています。

- ◆ 気になる事例の情報提供・情報共有
- ◆ 見守りと支援方針の理解
- ◆ 緊急性がある事案への対応 など

④ 守秘義務の適用範囲

重層事業の円滑な実施を図るために情報交換等を行う必要がある場合は、支援会議の構成員に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能になります。

しかし、個人情報等の機密性の高い情報が多く含まれており、支援会議の中で知り得た秘密が外部に漏れることは、本人に対する重大な不利益になり得るため、構成員が正当な理由^{※4}なく、支援会議において知り得たすべての事項（地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものを含む。）について、支援会議以外で話して（漏洩して）はいけません。

守秘義務については、次の2点に留意が必要です。

- I 守秘義務に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されることが、法第130条の6第2号に規定されています。
- II 地方税法（昭和25年法律第226号）第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を、本人の同意なく共有することまでは想定していません。

【重層的支援会議】

① 目的

重層的支援会議は、重層事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすことが求められます。なお、事例の内容によって、会議の果たす役割は異なり、すべての会議において、これらの役割を担う必要はありませんが、状況に

応じてここに明記されていない他の役割を果たすなど柔軟に対応することも必要です。

I プランの適切性等の協議

多機関協働事業が作成する役割分担の実効性などを含めたプランについて（参加支援事業、アウトリーチ等事業が作成したプランがある場合はこれらのプランを含む。）、市や支援関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断します。

II プラン終結時等の評価

多機関協働事業のプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等事業が作成したプランがある場合はこれらのプラン終結時を含む。）等においては、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうかを検討します。

III 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取組を検討します。ただし、重層的支援会議の中でこれらを十分に検討する時間を確保することが困難な場合も考えられます。そのため、重層的支援会議においては、例えば、課題の整理と認識の共有にとどめ、参加支援事業や地域づくり事業と連携し地域の諸課題と社会資源の開発については、別途協議の場を設ける等の対応をすることも可能です。

② 開催方法

重層的支援会議は、多機関協働事業者である地区保健福祉センターを中心に開催します。その開催方法は、会議の役割、検討件数や事例の内容によって、定期開催や随時開催、もしくはそれらの併用が考えられます。

また、地域には生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく（自立支援）協議会、隣保事業^{※5}に係る支援方策検討会、本市独自の健康福祉セーフティネット会議や圏域会議など、様々な既存の会議体が存在しています。そのため、重層的支援会議は既存の会議体の目的及び役割の相違を十分に理解した上で、時間を切り分けて同日に開催することも可能です。^{※6}

なお、重層的支援会議内の情報共有について本人同意が得られていないケースを扱う場合は、先述の支援会議として開催します。

③ 構成員（参加者）

重層的支援会議は、多機関協働事業を担う地区保健福祉センターが主催し、参加支援事業又はアウトリーチ等事業を利用する場合も、多機関協働事業のプランに基づき市が支援決定を行います。市はすべての重層的支援会議に参加することになります。

また、重層的支援会議で検討する中で、アウトリーチ等事業や参加支援事業の必要性が表面化する場合も多いことから、両事業者も原則参加となります。

なお、重層的支援会議の構成員は、毎回同じである必要はなく、事案によって参加者を

変えるなどの柔軟な対応が可能です。福祉分野以外の関係者が参加することにより、重層的支援会議を通じて新たなつながりや分野を超えた関わりを構築することも期待されます。

(本人の支援に当たり連携が必要な機関についても参加することが望ましい例)

- ◆ 生活保護制度の利用が検討される場合は、生活保護のケースワーカー
- ◆ 就労支援が必要な場合は、公共職業安定所等の就労支援機関
- ◆ 小中学生であれば、学校関係者や教育委員会 など

事例の内容に応じて、支援関係機関のみならず、本人や世帯を取り巻く地域の関係者（民生委員等）や地域住民の参加も考えられます。本人の参加は必須ではありませんが、参加することが本人にとって有益である場合には、本人の状況を十分に考慮したうえで参加してもらうことも考えられます。その際、本人の状況によっては、多くの人の前で話することに慣れていなかったり、精神状態が不安定であったりするため、無理に参加を求めることがないように留意する必要があります。

④ 開催のタイミング

重層的支援会議は、以下4つのタイミングで必ず開催する必要があります。

多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業による

- ◆ プラン策定時
- ◆ 再プラン策定時
- ◆ 支援終結の判断時
- ◆ 支援中断の決定時

このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要と考えられる場合には、重層的支援会議としてではなく、ケース会議や事例検討といった形態で適宜開催することも考えられます。

⑤ 主な検討内容

重層的支援会議の開催時期ごとの主な検討内容は、下表のとおり。

開催時期	主な内容
プラン策定時	・現状把握等に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容 ・各支援関係機関の役割分担の確認 ・モニタリング時期の検討 等
再プラン策定時	・本人の状況変化の確認、評価 ・現プラン評価 ・再プラン内容の確認（プラン策定時の内容と同様）
支援終結の判断時	・本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認 ・支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
支援中断の決定時 ^{※7}	・本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援の中断の決定

⑥ プラン確定に向けた手続き

プランが確定するまでの手続きを整理すると、下表に示した3つのパターンが考えられ、

アウトリーチ等事業や参加支援事業がプランに盛り込まれるか否かによって「確定」のタイミングが異なります。

アウトリーチ等事業や参加支援事業を含むプランは、市による支援決定後に確定することになり、アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプランは、重層的支援会議で了承後に確定することになります。

プランの内容	支援決定または確認
アウトリーチ等事業や参加支援事業のみのプラン	プランに記載された課題と支援の方向性に対して、アウトリーチ等事業や参加支援事業の提供が適切か判断し、これらの事業による支援を行うこと、および支援の内容について決定する。
アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援を含むプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ等事業や参加支援事業については、上記の取扱いと同様。 ・アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援については、市の支援決定は不要。ただし、両事業以外の支援の提供状況は、両事業の決定に影響を及ぼす可能性があることから、両事業以外の支援についても内容を確認。
アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・市にプランの報告を行う。

⑦ 重層事業における支援会議と重層的支援会議のイメージと違い

各会議のイメージは、以下のとおりです。また、会議の差異について、23ページの表にまとめています。

<支援会議>

「地域で困りごとを抱えているが、相談ケースまで繋がっていない方がいます。情報共有を行い、支援方針を考えてみませんか。緊急性があれば対応方法も考えましょう。」

<重層的支援会議>

「以前の支援会議で話した件で本人同意を得たケースに繋がり、支援プランを作成しました。プランが適切か協議しましょう。足りない社会資源があれば、実現できる方法を話し合いませんか。」

重層事業における会議体の比較

	支援会議	重層的支援会議
根拠法令	法 106 条の 6	なし
主催者	多機関協働事業者（地区保健福祉センター）又は包括的相談支援事業者	多機関協働事業者（地区保健福祉センター）
会議の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気になる事例の情報提供、情報共有 ・ 見守りと支援方針の理解 ・ 緊急性がある事案への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランの適切性の協議 ・ プラン終結時等の評価 ・ 地域資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
事案	複合的な課題を抱える方	重層事業の利用者
情報共有に関する本人同意	なし（構成員への守秘義務あり）	あり
プラン策定	なし 〔意見等を集約したものを作成する場合があります。〕	支援プラン
構成員 〔右記は想定される機関等の一例〕	<p>多機関協働事業者（必須） アウトリーチ等支援事業者、参加支援事業者（原則参加） 包括的相談支援事業者 （事案のつなぎ元は、原則参加）</p> <p>各分野の支援機関やサービス提供事業者、福祉サービス提供事業者、児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、地域の N P O、ボランティア等の活動団体、住民（民生・児童委員等）、行政関係</p> <p>※その他、事案の必要性に応じて柔軟に構成する。</p>	<p>多機関協働事業者（必須） アウトリーチ等支援事業者、参加支援事業者（原則参加） 包括的相談支援事業者 （事案のつなぎ元は、原則参加）</p> <p>※その他、事案の必要性に応じて柔軟に構成する。</p>
開催頻度	適宜	適宜
守秘義務	あり(法 106 条の 6 第 5 項)	なし 〔職務上の法令等により、守秘義務を課されている場合がある。〕
関係機関等への資料提供等の協力依頼	可能(法 106 条の 6 第 3 項)	

用語集

用語	説明
※1 ダブルケア	晩婚化、晩産化により、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時期に担うこと。育児と介護双方の担い手は女性であることが多く、社会進出が進んでいる中でも離職せざるを得ない状況の課題もある。
※2 8050 問題	高齢の親がひきこもりの中高年の子どもを抱えている家庭で、生活困窮と介護、高齢者虐待、孤立などの課題が同時に生じている。2010 年代以降、顕著となった社会的問題。
※3 ヤングケアラー	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話（介護や介助含む）などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響が出てしまうことがある。
※4 正当な理由	支援会議の適正な運営という観点から、支援会議を組織する重層事業の実施自治体での判断によるところとされていますが、本市では、構成員による情報提供が他の法令に基づき実施されている場合（公営住宅法第 34 条など）や本人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合を想定しています。
※5 隣保事業について	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての隣保館で、生活上の各種相談事業や社会調査及び研究事業、地域交流促進事業などの各種事業を総合的に行う社会福祉法に基づく事業を実施。
※6 個人情報の取扱いについて	<p>構成員が同一で他の会議体と重層的支援会議を兼ねて開催する場合、会議参加者全員が重層的支援会議の構成員となるため、重層的支援会議内で情報を取扱うことについて本人同意を得ておく必要があります。</p> <p>構成員が一部重複しており、他の会議体の開催日に合わせて開催する場合、例えば、他の会議体のみの構成員に対しては、重層的支援会議の情報共有に関する本人同意の範囲外となるため、重層的支援会議の構成員のみでの協議となります。また、他の会議体のみの構成員が個別ケースの協議に必要な場合については、あらかじめ臨時に重層的支援会議の構成員とするか、他の会議体の構成員への情報提供について本人の同意を得るなどの対応が必要となります。</p>
※7 支援中断の判断	支援の中断時は、本人と完全に連絡が取れなくなったときに判断をするものです。判断にあたっては、関係者や地域住民から情報収集や自宅訪問を行う等、できる限り本人とコンタクトをとるよう働きかけることが重要です。

様式集
様式 1

相談受付・申込票

受付機関	<input type="checkbox"/> 多機関協働事業 <input type="checkbox"/> 参加支援事業 <input type="checkbox"/> アウトリーチ等事業 <input type="checkbox"/> その他 ()			
受付番号 (※)多機関協働用		初回相談 受付日	西暦 年 月 日	受付者
相談経路				その他の場合に自由記述

■基本情報

ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> ()	
氏名		生年月日	西暦 年 月 日 (歳)	
住所	〒 -			
電話	自宅	() -	携帯	-
メール				
来談者 ※ご本人以外 の場合	氏名		来談者との 関係	<input type="checkbox"/> 家族 (本人との続柄:)
	電話	() -		<input type="checkbox"/> その他 ()

■ご相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけ下さい。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけ下さい。		
病気や健康、障害のこと	住まいについて	収入・生活費のこと
家賃やローンの支払いのこと	税金や公共料金等の支払いについて	債務について
仕事探し、就職について	仕事上の不安やトラブル	地域との関係について
家族との関係について	子育てのこと	介護のこと
ひきこもり・不登校	D V ・虐待	食べるものがない
その他 ()		
ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。		

■相談申込み欄

<p>(申込先) 茨木市長</p> <p>上記の相談内容等について、<input type="checkbox"/>多機関協働事業 <input type="checkbox"/>参加支援事業 <input type="checkbox"/>アウトリーチ等事業 の利用を申し込みます。</p> <p>また、相談支援にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意します。なお、同意にあたっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。</p> <p>西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日 本人署名 _____</p>
--

様式2 (1枚目)

インテーク・アセスメントシート					
受付番号		氏名		相談受付日	西暦 年 月 日
主担当者			備考		

■相談経路・相談歴

相談経路	その他 自由記述																		
これまで既に相談歴がある機関(本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認)																			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">就労</td> <td> <input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療</td> <td> <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害</td> <td> <input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢</td> <td> <input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子ども・人権</td> <td> <input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点 <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター </td> </tr> </table>	就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	医療	<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	障害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	高齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	子ども・人権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点 <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">保護</td> <td> <input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生活・金銭</td> <td> <input type="checkbox"/> 自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む) <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等) <input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> フェラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住居</td> <td> <input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部局(居住支援協議会) <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td> <input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道) <input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他1 () </td> </tr> </table>	保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む) <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等) <input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> フェラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口	住居	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部局(居住支援協議会) <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社	その他	<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道) <input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他1 ()
就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体																		
医療	<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署																		
障害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設																		
高齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所																		
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点 <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター																		
保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター																		
生活・金銭	<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む) <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等) <input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> フェラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口																		
住居	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部局(居住支援協議会) <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社																		
その他	<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道) <input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他1 ()																		

■相談歴の概況／相談経緯(誰が、どこに、どのような相談をしたか、その結果がどうであったかを記載)

■本人の主訴・状況(生活歴を含む)

様式2 (2枚目)

インタビュー・アセスメントシート

■本人の主訴・状況(続き)

(1)家族・地域関係・住まい

同居者	<input type="checkbox"/> 有(自分を含んで 人) <input type="checkbox"/> 無				別居の家族	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無			
婚姻	<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他()				子ども	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(人→扶養 人)			
世帯類型	単身世帯(65歳以上)				その他世帯の詳細(自由記述)				
本人	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員4	氏名	続柄	性別	年齢
		本人							
世帯員1	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員5	氏名	続柄	性別	年齢
世帯員2	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員6	氏名	続柄	性別	年齢
世帯員3	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員7	氏名	続柄	性別	年齢
家族の状況(子どものことを含む)									
住居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅 <input type="checkbox"/> 野宿 <input type="checkbox"/> その他()				地域との関係				
特記事項									

(2)健康・障害

通院状況	<input type="checkbox"/> 通院している <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態良い <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態悪い		通院先/服薬・診断・症状等		
健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 健康保険(国保以外) <input type="checkbox"/> 加入していない		障害者手帳等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 身体 (級) <input type="checkbox"/> 知的(療育)() <input type="checkbox"/> 精神 (級)	
特記事項			自立支援医療 <input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 利用せず		

(3)収入・公的給付・債務等

家計の収支状況	世帯として 月々入ってくるお金 (月額 円) 月々出ていくお金 (月額 円)		家計状況		
課税状況	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯である <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯ではない		滞納	<input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納なし	
公的給付(受給中)	<input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 高齢年金・遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害者年金 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 住居確保給付金 <input type="checkbox"/> その他()		生活保護	<input type="checkbox"/> 債務あり (<input type="checkbox"/> うち生活福祉資金債務あり) <input type="checkbox"/> 債務なし	
特記事項					

様式 3

参加支援事業のプラン

受付番号		紹介日・ 相談受付日	西暦	年	月	日
作成回	プラン()回目	主担当者				
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> ()	
氏名		生年月日	西暦	年	月	日 ()歳

■解決したい課題

■目標(目指す姿)＜本人が設定＞

■実施内容＜関係支援機関が実施すること＞

実施者 (本人・家族等・関係支援機関など)	実施内容(実施事項・期間・頻度など)

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

※プラン期間	西暦	年	月	日	まで	※次回モニタリング時期	西暦	年	月
--------	----	---	---	---	----	-------------	----	---	---

様式4 (1枚目)

評価シート						
受付番号				氏名		
評価回	評価()回目	評価担当者		評価記入日	西暦	年 月 日

■目標の達成状況

目標の達成状況						
見られた変化	生活面	<input type="checkbox"/> 生活保護適用	<input type="checkbox"/> 住まいの確保・安定	<input type="checkbox"/> 医療機関受診開始	<input type="checkbox"/> 健康状態の改善	
		<input type="checkbox"/> 障害者手帳取得	<input type="checkbox"/> 自立意欲の向上・改善	<input type="checkbox"/> 対人関係・家族関係の改善		
		<input type="checkbox"/> 生活習慣の改善	<input type="checkbox"/> 孤立の解消	<input type="checkbox"/> 精神の安定	<input type="checkbox"/> 家計の改善	
		<input type="checkbox"/> 債務の整理	<input type="checkbox"/> 保険関係収入の増加	<input type="checkbox"/> 年金関係収入の増加		
		<input type="checkbox"/> その他収入増加(一般就労以外)				
		<input type="checkbox"/> 就労収入増加(一般就労において、転職・勤務時間の増加等により増収した場合)				
社会面	<input type="checkbox"/> 職場定着	<input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が継続的な就労(障害者雇用含む))				
	<input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が時限的)	<input type="checkbox"/> 雇用契約を伴う支援付き就労(就労訓練事業、就労継続A型等)				
	<input type="checkbox"/> 障害者サービス活用(就労継続B型、就労移行支援等)	<input type="checkbox"/> 自営業等雇用外の就労開始				
	<input type="checkbox"/> 就職活動開始	<input type="checkbox"/> 職業訓練の開始、就学	<input type="checkbox"/> 社会参加機会の増加			
他	<input type="checkbox"/> その他()					
	<input type="checkbox"/> この間に変化は見られなかった					
現在の状況と残された課題						

■プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフ意見

本人の希望	<input type="checkbox"/> 終結を希望 <input type="checkbox"/> 継続を希望	スタッフの意見	
-------	--	---------	--

様式6 (2枚目)

多機関協働事業のプラン兼事業等利用申込書

■法に基づく事業等

メニュー		利用有無		支援方針(期間・実施機関等)									
1	参加支援事業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	支援期間	西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日
				<input type="checkbox"/> 申込中	<input type="checkbox"/> 既利用	<input type="checkbox"/> 申込予定	備考()						
2	アウトリーチ事業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	支援期間	西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日
				<input type="checkbox"/> 申込中	<input type="checkbox"/> 既利用	<input type="checkbox"/> 申込予定	備考()						

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

プラン期間	西暦	年	月	日	まで	次回モニタリング時期	西暦	年	月
-------	----	---	---	---	----	------------	----	---	---

■プランに関する本人同意・申込署名欄

<p>様</p> <p>私は、 <input type="checkbox"/> 上記のプランに基づく支援について同意します。 <input type="checkbox"/> 法に基づく事業(上記1, 2)の利用について申し込みます。</p> <p>西暦 _____年 _____月 _____日</p> <p>本人署名 _____</p>
--

<重層的支援会議・支援決定>

重層的支援会議開催日	①	西暦	年	月	日	支援決定・確認	<input type="checkbox"/> 支援決定 (法に基づく事業(上記1, 2))
	②	西暦	年	月	日		<input type="checkbox"/> 確認
	③	西暦	年	月	日		(決定・確認日: 西暦 _____年 _____月 _____日)

<備考>

--

<必要添付書類>

<input type="checkbox"/> インテーク・アセスメントシート
--

変更履歴

項番	日付	版数	変更箇所	変更内容
1	R6.3.31	初版	新規作成	
2	R7.●.●	1.1	2	文言の整理
			6(ア)①	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター名の変更 ・障害者相談支援事業の設置数及び支援機関名の削除 ・利用者支援事業の設置数及び支援機関名の追加 ・相談事業の事業内容の整理
			6(イ)①	<ul style="list-style-type: none"> ・文言の追加 ・実施方法を変更
			6(ウ)④ I i)c	文言の整理
			6(エ)①	文言の追加
			6(カ)【支援会議】及び【重層的支援会議】③	文言の追加
			6(キ)	図の修正
			用語集	新設
3				
4				
5				

[作成元] 茨木市 福祉部 地域福祉課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
TEL:072-620-1634 / FAX:072-621-1660
E-mail : chiikifukushi@city.ibaraki.lg.jp